令和6年第3回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委 員 長 澁 谷 洋 子

副委員長長谷川章悦

- **開催日時** 令和6年9月10日(火曜日)午前10時35分~午前10時59分 1
- 2 開催場所 第3委員会室

3 審査案件

議案第 121 号 青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 議案第123号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

4 報告事項

- (1)公用車の事故の報告について
- (2)「令和7年度青森圏域重点事業に関する要望」について
- (3) 令和6年度下期青森競輪開催日程について

〇出席委員

委員	長	澁	谷	洋	子	委	員	藤	田		誠
副委員	員長	長名	川名	章	悦	委	員	舘	Щ	善	也
委	員	奈	良	祥	孝	委	員	里	村	誠	悦
委	員	村	Ш	みと	ごり	委	員	渡	部	伸	広

〇欠席委員

なし

〇説明のため出席した者の職氏名

総務部理事 村上 靖 企 画 部 長 金谷浩光 企画部理事 長 内 哲 史 税務部長 修 横内 浪岡振興部長 舘 Ш 公 会計管理者 山谷直大 選挙管理委員会事務局長 齋 藤 賢剛 監查委員事務局長 加 福 理美子

総務部長小野正貴総務部次長工藤拓実 危機管理監 鈴 木 健 仁 企画部次長 太田 直樹 税務部次長 工藤 健 志 浪岡振興部次長 石 村 淳 総務課長 竹 内 巧 企画調整課長 齊 藤 寿 一 関係課長等

〇事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柿 崎 良 輔 議事調査課主事 杉 浦 晃 平 **〇澁谷洋子委員長** ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。 本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案2件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第121号「青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を税務部長から求めます。税務部長。

〇横内修税務部長 おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 議案第 121 号青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明 申し上げます。

資料1を御覧ください。

- 「1 制定理由」についてでありますが、令和5年6月9日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律のうち、現行の被保険者証の廃止について、施行期日を令和6年12月2日と、政令で定められたことに伴い、所要の改正を行うため、青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定をするものであります。
- 「2 改正内容」ですが、現行の被保険者証が廃止となり、マイナンバーカード健康保険証を基本とした仕組みへ移行することに伴い、国民健康保険条例の罰則規定において、10万円以下の過料の対象としていた「特別な事情がないのにもかかわらず、国民健康保険税を納付期限から一定期間以上滞納している世帯主が、被保険者資格証明書の交付に際し、被保険者証の返還の求めに応じない場合」を削除するほか、引用条項の整理を行おうとするものであります。
 - 「3 施行期日」については、令和6年12月2日を予定しております。

なお、条例の関係規定につきましては、資料2の新旧対照表に記載のとおりであります。

以上、議案第 121 号青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

- ○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。村川委員。○村川みどり委員 意見表明ですけれども、国民健康保険証の廃止に伴う改正だということで、私たちは、国民健康保険証を存続すべきだという立場ですので、この条例案には賛成できないことを表明したいと思います。
 - 以上です。
- ○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。
- **〇澁谷洋子委員長** これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので起立により採決いたします。

議案第 121 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸 君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。

よって、議案第121号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○澁谷洋子委員長 次に、議案第 123 号「青森県後期高齢者医療広域連合規約の変 更について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

〇横内修税務部長 議案第 123 号青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

- 「1 青森県後期高齢者医療広域連合について」は、地方自治法第291条の2の規定に基づき、平成20年4月から開始した、後期高齢者医療制度を運営するために設置された特別地方公共団体で、青森県内の全市町村をもって組織されております。広域連合が保険者として後期高齢者医療保険の運営全般を行い、市町村では窓口業務や保険料徴収等を行っております。
- 「2 規約の変更理由」についてでありますが、先ほどの国民健康保険条例の一部改正理由と同様、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、令和6年12月2日から現行の被保険者証が廃止となることに伴い、広域連合規約の一部を変更するものであります。
- 「3 変更内容」については、青森県後期高齢者医療広域連合規約別表第1を変 更するものであります。

別表第1は、後期高齢者医療の事務のうち、下に四角で囲んだ1から6までの市町村において行う事務についての規定であり、このうち2及び3について「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものであり、施行期日は、令和6年12月2日を予定しております。

なお、規約の変更については、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、関係地方 公共団体の議決を経なければならないこととされており、令和 6 年 6 月 18 日付で 広域連合より構成団体であります本市に、規約変更の協議依頼があったことから、 本定例会に提案したものです。

以上、議案第123号青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。村川委員。 ○村川みどり委員 先ほどと同じ理由で反対なんですけれども、その上で1個確認 なんですが、今まで、本人資格の証明で健康保険証を利用をしていたんですが、資 格確認書はその対象にならないということになっているんですけれども、それはい つからなのか、分かりますか。本人確認のために、健康保険証を出せば確認できる んだけれども、それは資格確認書だとできないことになったということなんですが、 それがいつからなのかというのを教えてください。

- **〇澁谷洋子委員長** 税務部長。
- **〇横内修税務部長** 被保険者証には経過措置期間がありますので、令和6年 12 月 2 日以降、被保険者証が有効である場合はこれが使えますので、経過措置期間終了後、資格確認書に変わった時からということです。
- **〇澁谷洋子委員長** 村川委員。
- **〇村川みどり委員** 本人確認の資料には、ならないということですね。
- **〇澁谷洋子委員長** 税務部長。
- **〇横内修税務部長** はい。

[村川みどり委員「はい、分かりました」と呼ぶ]

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。
- **〇澁谷洋子委員長** これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので起立により採決いたします。

議案第123号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸 君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。

よって、議案第123号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審査終了)

○澁谷洋子委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「公用車の事故の報告について」報告を求めます。総務部長。

〇小野正貴総務部長 おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 総務部管財課職員の公用車運転中に発生いたしました事故について、お手元の資料 に基づき御報告申し上げます。

今回の事故は、令和6年8月22日木曜日、午前11時20分頃、国保医療年金課の 用務のため同課職員2名を乗せ、用務終了後、駅前庁舎へ帰る際に発生した事故で あります。

事故の発生状況でありますが、県道荒川青森停車場線を市内方面に向かい走行していた際に、片側2車線の中央線側からウインカーを出して左車線へ移動したところ、社会教育センター出入口から、相手方車両が道路に出てくるのを発見したため、

右にハンドルを切ってこれを避けようといたしましたが避けきれず、車両左側後方 バンパー付近に相手方車両右前方バンパー部分が接触したものであります。

今回の事故によります被害につきましては、公用車運転手及び同乗者2名並びに 相手方の軽自動車の運転手にけがはありませんでしたけれども、双方の車両ともに 損傷しておりますことから、現在、相手方と示談に向けて交渉中であります。

今回の事故は、相手方車両の運転手が道路に出る際に十分な確認を怠ったことが 主な原因ではありますが、改めて管財課運転手職員に対しまして、公用車の運転に 係る注意喚起を呼びかけ、安全運転、安全確認に努めるよう周知徹底したところで あります。

報告は以上となります。

- **〇澁谷洋子委員長** ただいまの報告につきまして、御質疑・御意見はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和7年度青森圏域重点事業に関する要望について」報告を求めます。企 画部長。

〇金谷浩光企画部長 令和7年度青森圏域重点事業に関する要望について御説明いたします。

東青5市町村が連携し、県に対して重点事業要望を行うため取りまとめておりま す青森圏域重点事業に関する要望書につきまして、今般、その項目・内容等につい てまとまりましたので御報告いたします。

資料「令和7年度青森圏域重点事業に関する要望書」を御覧ください。

表紙の次から「重点要望項目一覧」となっており、青森圏域全体で 40 項目、この うち、本市の重点要望項目はNo.1 からNo.26 までとなっております。

新規要望につきましては、No.15「がん治療に係るアピアランス支援について」、No. 17「地域生活支援事業等の実施に係る超過負担について」、No.26「地方創生に取り組むための財源措置について」の3項目となっております。

次に、資料「令和7年度青森圏域重点事業要望項目一覧【総務企画常任委員会所 管】」を御覧ください。

総務企画常任委員会に関係する項目について、企画部、税務部の順に御説明いた します。

まず、企画部所管の4項目を御説明いたします。

資料「令和7年度青森圏域重点事業に関する要望書」の8ページを御覧ください。 No.8「リモートワーク人材誘致に向けた支援と移住促進関連事業に係る見直し」に つきましては、本市と圏域4町村で連携して移住促進、リモートワーク人材の誘致 に取り組んでおり、引き続きこれらの取組を強力に推進するため、「1. リモートワーク人材誘致に向けた支援」や「2. 青森県独自の移住支援金制度の大幅拡充、及び必要に応じた予算額の確保」などについて、要望するものであります。

次に、9ページを御覧ください。

No.9 「広域連携の推進について」であります。

市では、圏域4町村や、陸奥湾沿岸7市町村と連携して、陸奥湾の環境保全などに取り組んでいるところであります。このことから、「1. 東青地域5市町村による青森圏域連携中枢都市圏の取組に対する特別交付税措置率の復元及び対象経費の上限額引き上げに向けた国への働きかけ並びに特別交付税減額分に対する財政支援」などについて要望するものであります。

次に、16ページを御覧ください。

No.16「青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備について」であります。

こちらは本日、民生環境常任委員協議会において御説明しているところでありますが、青森県立中央病院と青森市民病院の統合新病院の整備に当たっては、多額の事業費が見込まれますことから、「2. 県の『地域医療介護総合確保基金』等を活用した青森県・青森市の共同経営・統合新病院整備についての財政支援」などについて要望するものであります。

次に、26ページを御覧ください。

No.26「地方創生に取り組むための財源措置」につきましては、昨今の物価高騰や人口減少社会への対応など、地方創生に関する諸課題へ対応していくため、「1.原油価格・物価高騰の影響を受ける生活者や事業者等に対する支援を継続・拡充できるよう、『物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金』の令和6年度における追加の財政措置及び令和7年度における同交付金の継続に対する国への働きかけ」や、「2.『青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金』の令和7年度以降の継続及

『青森県子校結長資無負化等子育で支援市町村交付金』の令和で年度以降の継続及び交付金上限額については、物価高騰等による各市町村の給食費の増額に配慮した給食費平均単価により算定すること」などについて、要望するものであります。

企画部所管の要望項目は、以上であります。

- ○澁谷洋子委員長 続きまして報告を求めます。税務部長。
- ○横内修税務部長 それでは、税務部所管の項目について御説明いたします。

資料「令和7年度青森圏域重点事業に関する要望書」の 10 ページを御覧ください。

No.10「子育て支援について」のうち、子ども医療費助成に係る要望について御説明いたします。

本市では、「子育て先進都市 青森市」の実現に向け、青森県学校給食費無償化等 子育て支援市町村交付金も活用しながら、様々な子育て支援策に取り組むこととし ております。

子どもを産み育てる環境を向上させ、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、平成27年8月から、ゼロ歳から中学校3年生までの子どもを対象として、通院・入院に係る保険診療分の医療費自己負担額の助成を実施してきたところでありますが、本年10月からは、助成の対象を高校生等までに拡大するとともに、所得制

限を撤廃することとしたところであります。

しかしながら、子ども医療費助成などの子育て支援策を各地方自治体で実施していることにより、住む地域による実施の有無や助成の対象となる年齢や所得制限の有無、また、各自治体の財政力等に応じて、子ども・子育て支援策に地域間格差が生じている現状となっております。

少子化対策につながる取組は、国の責任と財源において、全国一律で行うべき包括的な仕組みづくりなど、国策として必要な措置を講じるべきものであると考えますことから、「1.子どもの医療費を等しく無償化する全国共通の安定した制度を早期に創設するとともに、十分な財政措置を行うことについての国への働きかけ」について要望するものであります。

税務部所管の要望事項は以上でございます。

- **〇澁谷洋子委員長** ただいまの報告につきまして、御質疑・御意見はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和6年度下期青森競輪開催日程について」報告を求めます。企画部長。 **〇金谷浩光企画部長** 令和6年度下期における、青森競輪開催日程について御報告 いたします。

お手元の資料「青森けいりん開催日程表」を御覧ください。

本場の開催日程につきましては、10月3日のミッドナイト競輪から11月6日までのモーニング開催で閉幕するまでの間、F1レース「坂本勉カップ」を開催するなど、計5節15日間を予定しているほか、全国の他競輪場で開催されるレースの車券を発売する場外につきましても、資料に掲載のとおり予定しているところであります。

青森競輪場では、今後も引き続き、本市の財政健全化に安定的に寄与するため、 売上げの確保を目指して鋭意努力してまいりますとともに、市民の憩いの場として、 家族連れなど競輪ファン以外の皆様も楽しめる競輪場づくりに努めてまいりますの で、委員の皆様には引き続き御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、青森競輪場では、9月26日から29日までの日程で、青森競輪開設74周年みちのく記念競輪善知鳥杯争奪戦(GⅢ)を開催いたします。

期間中は、競輪界のトップ選手を観戦するため、全国から多くのお客様が来場することが予想されることから、警察とも連携し、万全の体制を整えるほか、御家族連れの皆様にも楽しんでいただけるイベント等を多数実施する予定としておりますので、委員の皆様におかれましても、お時間がありましたら是非、御視察いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告につきまして、御質疑・御意見はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

- ○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。
 - この際、ほかに理事者側から報告事項などありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- **○澁谷洋子委員長** また、委員の皆さんから何か御意見等ありませんか。藤田委員。
- **○藤田誠委員** 8月23日に、本年初めての熱中症警戒アラートが発せられました。 その日の救急車の出動状況ついて、所管は――消防長ですか。
- **〇澁谷洋子委員長** 消防長。
- **〇村上靖消防長** おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 藤田委員の熱中症に関する御質疑にお答えいたします。

熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性に対する気づきを促すことを目的として、前日の17時頃と当日の5時頃に気象庁と環境省の共同で発表する情報であります。令和6年の本県の熱中症警戒アラートの発表状況につきましては、8月23日の1日となっております。また、当日の本市の熱中症による救急搬送件数につきましては、ゼロ件となっております。

以上でございます。

- **〇澁谷洋子委員長** 藤田委員。
- **○藤田誠委員** 熱中症警戒アラートが出た日の救急搬送件数はゼロと。一般質問で どなたか質問しておられましたが、熱中症の救急搬送件数が一番多かった日はいつ か教えてください。
- 〇澁谷洋子委員長 消防長。
- **〇村上靖消防長** 再度の藤田委員の御質疑にお答えいたします。

熱中症による救急搬送が一番多かった日ですけれども、8月3日で、救急搬送件数は5件となっております。

以上でございます。

- **〇澁谷洋子委員長** 藤田委員。
- ○藤田誠委員 8月3日の気温について教えてください。
- **〇澁谷洋子委員長** 消防長。
- **〇村上靖消防長** 再度の御質疑にお答えいたします。

当日の気象状況でありますけれども、気象庁のホームページで確認をいたしましたところ、最高気温が 31.9 度、それから平均湿度が 82%、天候は晴れとなっております。

以上でございます。

- **〇澁谷洋子委員長** 藤田委員。
- **○藤田誠委員** 8月3日は、ねぶた祭だね。誰か、一般質問で聞いていたでしょうから、私からは、救急搬送件数が2番目に多かった日を教えて。
- 〇澁谷洋子委員長 消防長。
- **〇村上靖消防長** 再度の御質疑にお答えいたします。

8月 23 日の気象データにつきましては、こちらも気象庁のホームページで確認 をいたしましたところ、最高気温が 34.2 度、平均湿度が 67%、天候が曇り時々晴 れ一時雨であります。

以上です。

- **〇澁谷洋子委員長** 藤田委員。
- **○藤田誠委員** 救急搬送件数が2番目に多かった日はいつで、救急搬送件数は何件かを教えて。
- **〇澁谷洋子委員長** 消防長。
- **○村上靖消防長** 救急搬送件数が2番目に多かった日は4日ありまして、6月15日、8月2日、8月4日、8月10日になります。救急搬送件数はそれぞれ4件です。
- **〇澁谷洋子委員長** 藤田委員。
- **○藤田誠委員** これを見ると、熱中症警戒アラートが出ると、皆さん警戒して、農作業等しないのでこういうことになったと思います。

一番大事なのが、8月3日の湿度、これはいわゆる暑さ指数だと思うんだけれども、こういう暑さ指数が高くて気温の高いときに、どこの所管か分からないが、準警戒アラート、注意してくださいという警戒アラートを出してもいいんじゃないかと。それを検討していただければと思います。

提言は以上です。

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇澁谷洋子委員長 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会議終了)